

## 平成 29 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 29 年 12 月 13 日

佐々木(正)委員

私の方からは、平成 28 年度神奈川県児童・生徒の問題行動の調査結果について、質問させていただきます。

本会議でも私の方から SNS でのいじめについて伺って、10 月の委員会では SNS を活用したいじめ相談について、教育委員会としても検討していくという話も頂いてはいたのですが、それを受けて我が会派の代表質問でも SNS を通じたいじめ相談ということで、教育長からしっかり検討していくというお話もあって、長野県の取組、国の動向も見据えながら早急に調査、研究を行うという答弁も頂いたところです。

これについては、我が党も来年度の予算、大体今、国の方に要求をしているところでありまして、様々な情報も入ってきているわけではありますが、中では、全国で 10 箇所、調査、研究、SNS を活用した相談体制の構築に向けた調査、研究を 10 自治体で実施する予定と聞いているのです。

そこで、900 万人以上の県民がいる神奈川において、それを実施するということは、かなりの様々な課題もあると思います。しかし、逆にたくさんの児童・生徒を有している神奈川県だからこそ、大きな県がそれを実施していることが非常に私は大事ではないかと、全国の模範的なそういう取組になるのではないかとということで、先例的には長野県のそういう調査、研究や大津市の研究があるわけではありますが、神奈川県が大きな県として具体的にどのような取組んでいこうとされているのか、その具体的な取組が今の時点で分かっている範囲で構いませんのでお聞きしたいと思います。

学校支援課長

委員お話しのとおり、長野県でこの 11 月に LINE を利用したいじめ自殺相談事業の中間報告が公表されたわけですが、その中では、SNS による相談事業を本格動員することにより、子供の悩みを初期の段階で解決できると期待されております。また、国においても、有識者からなるいじめ防止対策委員会が 8 月に取りまとめました中間報告で、SNS を活用した相談体制の構築を行うことが強く求められるとしております。

そこで、こうした先行してしております調査、研究事例も参考としながら、電話相談との比較検討や SNS を活用したいじめ相談の実施体制、また方法などについて、今後來年の 2 月頃を目どに調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

かなりいろいろ具体的に考えていただいていると思います。またそういう課題もあると思いますが、これは絶対に神奈川県でやるべきだと思っていますので、かなうなら国のそういう制度、補助等を活用しながら、たとえばそういう LINE (株) との連携も含めた研究の中では、そういうところとのタイアップした様々な研究の強化、充実をしていく必要もあると思いますし、そういう民間の会社なんかとの連携も含めてやっていくのだというような決意を、教育委

員会から最後にお聞きしたいと思います。

支援部長

本県においては、増加するいじめの対応は喫緊の課題です。そして、その解決のためにはあらゆる手段を講じていく、その必要があると認識しています。そうした観点から、SNSを活用したいじめ相談についても、今後行う調査、研究の成果も踏まえまして、その実施に向けて検討してまいります。

佐々木(正)委員

絶対やっていくのだという思いで、取り組んでいただきたいと思っております。

いじめを受けた子供にとっては、相談窓口がたくさんあるということが大事です。なかなか保護者の方にも言えない、学校の先生も打ち明けるには勇気がいる中で、様々な選択肢があって、LINEというような、たとえばSNSというもので気軽にアクセスできるようなところに窓口があれば、子供たちの情報を早くキャッチができると思いますので、それを含めて、課題も多いと思いますが、何度も申し上げましたとおりに選択肢を増やしていくことに力を入れていただきたいと思います。

そして、その中でも子供たちが声を上げやすいという部分からすると、周りの教員とか、それから学校の先生、地域の人という部分も様々考えられるわけですが、子供たち同士でそういう意識の醸成をしていくことが大事だと思います。様々な事例が、県教育委員会でも掌握をなさっている部分があるとは私は思いますが、アンケートをやりながら様々現状把握をしているわけですが、早期にいじめの解決に導いていくための、そういうような状況をしっかり把握するためには、周りの子供たち、いじめられている子、いじめている子、その周りにいる子供たちが自らそういうところについて声を上げて、みんなでそれを撲滅していこう、あるいはそれに取り組んでいこうということも私は物すごく大事になってくるのではないかと思います。そういう自分の、その人の周りにいるそういうことを敏感に察知できる子供が、そういうようなことを、勇気を持っていじめがあるということで声を出していく環境をつくっていくことが大事であると思っております。

その中で、いじめ防止に取り組むキャンペーンも有効だと思っておりますが、そういう取組を具体的にしていたり、好事例があればお伺いしたいと思います。

子ども教育支援課長

委員のお話しにありました、子供たち、児童・生徒によるいじめ防止キャンペーンのような取組ですが、たとえば小学校では児童会が中心になっていじめ防止のスローガンや標語、シンボルマークを使用、選定するなどの啓発活動を学校全体で行っているとの取組が行われています。また、中学校では、生徒会によるいじめ撲滅運動として、生徒総会でいじめ撲滅憲章を採択し、その後一人一人が、子供たちが決めた具体的な行動宣言を校内に掲示してそういうものを示す取組、また、有志の生徒がスクールバディー、これは子供、生徒同士のお助け隊といったものをスクールバディーとしていじめ防止の啓発活動や、また生徒同士の悩み相談を行うといった、より生徒主体の取組を行っている学校

もあります。

佐々木(正)委員

今のスクールバディーのそういう体制というか、生徒同士がお助け隊みたいなものを作っていることが、全ての学校に広がっていくということが大事だと思いますし、それを是非推進していただきたいのですが、具体的にその雰囲気をつくっていくためにも、その仕掛けとといいますか、仕組みをつくっていくことが非常に大事だと思っているわけでありまして。自分たちの課題として考えて議論できることに導いていくためには、具体的にどうしていったらいいか、これからどうしていくのかについてお伺いします。

子ども教育支援課長

今、答弁させていただいたような子供たちが主体になって、このいじめ防止の取組を全ての学校で推進していく、その一つの仕組み、きっかけとして、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で、いわゆる道徳の教科化が全面実施されます。

今回、道徳が教科化される一つの契機として、社会問題化したいじめによる自殺があったことから、学習指導要領の解説には相互理解、公平、公正といった項目の中で、具体的にいじめの問題が取り上げられておりまして、これを受け、新たな道徳の教科書にはいじめを扱った教材が多く掲載されています。

さらに、学習指導要領の改訂によりまして、これからの道徳の授業は問題解決的な学習方法を取り入れるなど、課題に対して子供たち自身が自分の問題として捉え、考え、議論するといった方法が中心となってまいります。

こうしたことから、今回の道徳の教科化の全面実施に伴い、全ての小中学校で児童・生徒がいじめについて直接考え、議論する授業を全ての学校で行っていくことが、一つの大きなきっかけ、流れになっていくものと考えております。

佐々木(正)委員

その道徳の時間に、そういうところの議論を子供たち同士で話し合うということは、教育においては非常に大事だと思っているのですが、私の方に様々な相談があります。これはいじめもそうですし、不登校もそうですし、先日は暴力行為に対する保護者からの訴えもよくお聞きするところです。その中で、実際にそういう道徳の授業自体ができない、学校崩壊という言葉はその保護者の方は使っておりましたが、物理的に、小学校においてもそういうようなことからなかなか授業が進まない、道徳の時間さえそういうところに至らないという可能性もあるわけです。

そういうところを具体的にどうしていくかが大事なわけでありまして、道徳の時間が素直にできる学級はまだいいわけでありまして。それができないから困っているというところが、一番問題なわけでありまして、そういうところをどうやっていくかをまず議論しなければ、机上の空論になってしまうと思います。そのためにどうしていくかということを考えていく上で、私自身も様々な議論もそういう保護者の方々、地域でお話をさせていただいているのですが、教育委員会だけではなかなかそれが難しい場合があると思います。たとえば地域で、私の住んでいる地域にもあるのですが、おやじの会とか、30代から40代のお父さんたちが地域で連携して、会社から帰った後、夜、あるいは休日に、

たとえばコンビニだとかいろんなところにたむろしている子供たちに優しく声をかけながら話しかけているだとか、地域ぐるみで若手の、そういうようなおやじの会等も非常に有効だとも聞いています。非行防止にもつながるといふこともあります。その中には警察官や、あるいは柔道とかの先生だとか、元アスリートさんもいて、屈強なそういう若手の大人が接することによって心が開いたとか、そういうことも私はあるのではないかと思っています。

教育委員会におかれましても、その閉鎖的な部分で、学校内だけで処理しようというのではなく、地域にどれだけ開いていくことができるか。その中には、先ほども先行会派の質問にもありましたが、学校警察連携制度も普段から地元の警察の少年課、少年指導員に対してどれだけ連携が深くなっているかによって、問題提起に導いていきます。ですから、学校側ももっと胸襟を開いて、その制度が活用されているのは非常にいいことであるし、いろいろ警察に聞いてみても、よく熱心に相談してくれる先生もいれば、全くそういうアクセスがない場合もあるように、様々なことがあるのですが、そういう連携をしていく、具体的にそういう授業がしっかり進められるためにはどうしていけばいいかを考えているかお聞きします。

子ども教育支援課長

まず、委員お話しのとおり、児童・生徒の問題行動あるいは不登校を考えるときに、特にいじめ、暴力行為といった行為を繰り返すような児童・生徒に対しては、教員だけではなくいろんな大人が学校の外で、地域で関わって声をかけることが子供たちにとっては大変重要で、意味のあることだと思っています。直接、その行為について注意をしたり指導をしたりでなくても、お帰りや、本当に日常会話を交わすことで、子供にとっていろんな感情がプラスの方に働くものと考えています。

そして、そういった地域の方たちがそういう子供たちの見守りや声掛けに関わる取組については、各学校の方で実施をしながら進めておりますが、えてしてありがちなのは、学校全体が荒れて大変な状況の際には、地域の方たちにパトロールをお願いしたり挨拶運動をお願いしたりするのだが、学校が安定した状況になると、そういう地域との関わり、子供と地域との関わりが減ってしまうといった課題を聞いています。日常から学校、教員と地域とがしっかり仕組みとして連携・協働しながら、子供たちを見守っているという活動を継続して、安定して続けるということが大事だと思います。校長先生や教員が変わっても、そういう文化が残っているといった観点でいいますと、現在県教育委員会としても促進しているところのコミュニティースクールといった制度も一つの大きなきっかけになると考えております。

佐々木(正)委員

そういうコミュニティーを共有していくためにも、様々なやり方があると思います。ですから、保護者の方々のお言葉を借りれば、学級崩壊してしまっているクラスで、どうやって道德の授業でそれを一緒に考えさせるのだということについての答えがなかったのですが、それがクラスでできなければ学年でやるとか、体育館に集めてそういう議論をするとか、工夫ができると思います。そういう話が、多くの協力を得てやっていく体制をしていくべきだと思います。

それをもう少し具体的にお話しいただけますか。

子ども教育支援課長

委員お話しのとおり、たとえば小学校で、いわゆる学級崩壊と言われるような状況については、学級担任一人ではなく学年の教員、それから学校全体でチームを組んでしっかりと授業ができるような体制に整えていくということが必要であるとともに、先ほども申しましたが、保護者や地域の方にそういう状況を学校は具体的に説明して、発信して、必要な協力を仰ぐという取組が必要と考えております。

佐々木(正)委員

暴力行為で悩んでしまっている保護者、本人は多い。恐らく、その1暴力に対して1回ずつカウントしているのだと思うので、この数ですが、恐らく全部報告していない。毎日やられている子供もいる。それを全部カウントしているかどうかです。そういうようなことも含めて、暴力行為は小学生でもあってはいけないと思います。警察に様々相談していくと、スクールカウンセラーの方も言っていたが、その子のためには、中学年ぐらいだと情緒が不安定だから、もう少し大人になればそういうことをやらなくなるよということで、見守るといふ指導もカウンセリングでしているようだが、やられている方の側にとってはそんなことは関係ない。自分の子供がおなかを蹴られたり、髪の毛を引っ張り回されて廊下に出されたりしているような保護者、本人にとってみれば、それが不登校になってしまったりしているわけですから、そういうのを具体的にどうやっていくかというのを真剣に捉えないといけない。

その中で、一つ効果があると言われているのが、この少年課、少年相談員で、警察官の中でのそういうカウンセリングを学校に派遣していくと効果がある。子供たちも、何でおまわりさんが来ているのだろう、直接その子には話さないのだが、教員や保護者に警察官がお話しして、事情を聞くだけでも抑止力的な効果が出ているということもあって、そういうところの連携を強化していくというのも大事なのではないかと思います。

それから、18ページでさっき報告がありましたが、小学校の暴力行為の形態別の内訳で暴力行為が全体の72%を占めている、前年から3,208件に急増している一つの要因として、ささいなけんかも暴力行為として捉えて、きめ細かな指導に当たるようになったことが増えているということの説明があったのですが、私、物すごい違和感がありました。これは当たり前だと思いますが、これもそうだと思いますが、それだけではない。学校の先生が報告したくなくて報告していないとか、あるいはいろんな要因があって教育委員会に上がっていない、学校の中で解決するとしていることや、言葉は悪いですが、余り言わない方がいいと思ってやっていない場合もあったのではないか。これを前向きな言葉で、こういう説明だが、こういうことを文書にして出すこと自体が私物すごい違和感があります。それも一つの要因かもしれませんが、実態が分かっているのだったら、もっとそういうことも言ったらどうですか。私はすごく違和感があった。本気になって、地域で全体として取り組んでいくためにはどういうことをやったらいいか、具体的に教育委員会として取り組んでいくのか、最後にお聞きしたいと思います。

#### 支援部長

暴力行為の防止等については、児童相談所、委員御指摘の警察等、様々な関係機関と連携して、お子さん一人一人の状況は違うところもありますので、学校と教育委員会、今後もお子さんのために取り組んでいく。そして、また仕組みづくりを今あるものを充実させていく。先ほど申し上げたハンドブックを使ったりとか、そんなことも行いながら取り組んでいきたい。それで、できるだけ今お話しになったようなお子さんの状況、毎日髪の毛を引っ張られるとか、そういったことがないように取り組んでいきたいと考えております。

#### 佐々木(正)委員

現場は物すごく荒れているところもあって、心が痛いと思います。そういう話を直接お伺いしたり相談を受ける。そういうのがないのがいいのだが、実際に毎日起こっているというところを、臨場感ある、リアリティーある対応をしていたいただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後に、オリンピック・パラリンピック教育についてお伺いします。今回出された、神奈川県教育委員会のかながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材です。

昨年の本会議で私も質問で取り上げて、その教育をしていくべきだということで、保健体育課さんを中心として、物すごく苦勞をしてこの教材をつくっていただいた。本当にそれは、最大に評価はしたいと思っておりますが、パラリンピックをこの神奈川の特徴としてすごく前面に出していく必要があるのではないかと考えています。様々なオリンピック競技に関する有識者会議を見ても、パラリンピックについての意識を醸成させていく教育が神奈川に必要である。実は、それは津久井やまゆり園の事件があって、ともに生きる社会かながわ憲章をつくったからには、そういう事件を受けて、神奈川ではパラリンピックに力を入れていくべきではないかと思っております。その中で、この理念とかその辺がどのように反映されているのか、最初にお聞きします。

#### 保健体育課長

本教材は、神奈川のオリンピック・パラリンピックの歴史や、東京2020大会に向けた本県ならではの施策や取組などを通して、オリンピック・パラリンピックが持つ教育的価値を学べるように作成しています。そして、本県の子供たちが共生社会の実現や異文化理解など県が取り組む内容に触れることで、多様性の尊重や国際平和に寄与する態度を身に付けることができ、神奈川らしいオリンピック・パラリンピック教育が推進できると考えています。

#### 佐々木(正)委員

パラリンピック教育についてのみ聞いているのですが、パラリンピックを推進していくための、たとえばIPCとかJPCとかと連携をとってこの教材をつくったのか、そうではなくて、これからそういうところと連携をとって深めていくのか、深い部分で聞いている。

#### 保健体育課長

パラリンピックに関しては、今後様々な団体、まだパラリンピック自体、障害者のスポーツ自体が一つ大きな団体としておりませんので、各車椅子バスケット等々と連携して、より一層深めていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

車椅子バスケットも大事ですが、パラリンピック教育は特別な配慮が必要です。そういうことを、どこで掌握していくかというところが全然感じられない。さっき言ったように、IPCとかが出している4つのテーマって分かりますか。そういうところも考えていかないといけないと私は思っています。だから、そういうIPC、JPCと連携をとっていった方がいいと思いますし、パラリンピック教育をしていくためには、アスリートさんを講師としての研修とか、学校に招いていくということを具体的にやってほしい。あと、特別支援学校においても、そういうものを取り入れて、点字や、あるいは聴覚障害、視覚障害の方々はこの教材をどうやって活用していただいているのか、そういうことも考えなければいけないと思っているが、いかがでしょうか。

保健体育課長

本県の全ての子供たちに、この教材に触れていただきたいと考えていますので、視聴覚障害のある方にも本教材を利用していただくために、希望する学校には本教材のテキスト版ファイルを送付することで、各学校において音声に変換することができ、活用が促進できるように現在準備を進めています。

特別支援教育課長

委員からお話がありましたように、特別支援学校にも児童・生徒が在籍する中では視覚障害、聴覚障害、様々な障害の状態の生徒がおります。視覚聴覚障害、病弱などでは、この学習教材で示されている内容に沿った中身で小学校段階から高等学校段階まで、児童・生徒の状態に合わせて取り組むことが可能な内容になっているかと思えます。また、知的障害のある児童・生徒にとっては難しい場面もありますので、個々の状況に合わせて教材を工夫して作り直すなどしながら、研究を深めてパラリンピック教育を進めてまいりたいと考えております。

いずれにおいても、特別支援学校の子供たちが少しでも、実際にスポーツをする、あるいは見る、支援する立場になりながら、このオリンピック・パラリンピックに向けてそういった学びを深めていけるように進めてまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

最後に要望です。

このすばらしいオリンピック・パラリンピック教育の教材ができたので、これは最大に評価をしますが、そういうパラリンピック教育という部分に私は力を入れていくべきだと、神奈川の特徴として思います。その中で、そのパラリンピアン活躍をどう観戦させるかという機運を醸成していくことも必要ですし、様々なときにパラリンピアンに触れさせていただくことも含めて教材の活用を是非進めていただいて、すばらしい教育が推進するようにお願いして質問を終わります。